

湖北地域消防本部人事行政の運営等の状況の報告

地方公務員法第58条の2及び湖北地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、平成26年度湖北地域消防本部人事行政の運営等の状況について報告します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員給与・勤務時間その他の勤務条件の状況
3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
4. 職員のサービスの状況
5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
6. 職員の福祉及び利益の保護の状況
7. 消防本部消防職員委員会の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

平成26年度における職員の採用については、1次試験を平成25年9月22日、2次試験を平成25年10月22日に行い、新たに8名を採用しています。

(2) 再任用制度の実施状況

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる制度です。

平成26年度において、再任用の実施はありません。

(3) 職員の退職等の状況（平成26年度中）

退職区分	人 数
定年退職	1 人
勸奨退職	2 人
普通退職	人
分限免職	人
懲戒免職	人
死亡退職	人
合 計	3 人

(4) 職員の在職状況（平成26年4月1日現在）

消防吏員 208人（県防災ヘリ派遣1人、県消防学校出向1人含む）

事務職員 2人

(5) 職員階級別年齢構成

(平成26年4月1日現在)

階級 年齢	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務職員	合計
20歳未満										
20～25歳未満								16		16
25～30歳未満							12	9		21
30～35歳未満						29	4			33
35～40歳未満					21	35			1	57
40～45歳未満				11	23					34
45～50歳未満			1	17	1					19
50～55歳未満			8	11					1	20
55歳以上	1	2	6	1						10
計	1	2	15	40	45	64	16	25	2	210
平均年齢	59.0	58.0	54.0	47.6	39.7	34.6	28.1	23.5	46.0	38.2

２．職員の給与・勤務時間その他の勤務条件状況

（１）人件費の状況

平成２６年度の湖北地域消防組合の人件費の状況は、次のとおりです。

歳出額（Ａ）	人件費（Ｂ）	人件費率（Ｂ／Ａ）
2,015,384 千円	1,667,620 千円	82.74%

※退職手当組合負担金を含む。

（２）職員給与費の状況

平成２６年度の湖北地域消防組合職員の給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 対象職員 （Ａ）	給 与 費				１人当たり 給与費 （Ｂ／Ａ）
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	合 計 （Ｂ）	
210人	752,988 千円	251,223 千円	288,113 千円	1,292,324 千円	6,153 千円

※退職手当組合負担金は含まない。

（３）職員の平均給料月額（平成２６年４月）

区 分	平均給料月額	297,807 円
行 政 職	平均給与月額	377,243 円
	平均年齢	38.2 歳

（４）初任給の状況（平成２６年度）

区 分	金 額
大 学 卒（上 級）	180,800 円
短 大 卒（中 級）	157,700 円
高 校 卒（初 級）	146,500 円

(5) 職員の級別・職務別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

職務 級	標準的な職務	職員数	構成比	平均給料額
7 級	消防長、局長	2 人	0.95%	4 2 5, 9 6 3 円
6 級	次長、課長、担当課長、参事 副署長、分署長、署長補佐	3 0 人	14.29%	4 0 3, 4 6 7 円
5 級	課長補佐、副参事、分署長補佐	2 7 人	12.86%	3 7 0, 1 3 3 円
4 級	係長、主幹	4 5 人	21.43%	3 3 0, 3 7 7 円
3 級	主査	6 5 人	30.95%	2 6 2, 1 4 0 円
2 級	係員	1 6 人	7.62%	2 0 2, 8 9 3 円
1 級	係員	2 5 人	11.90%	1 7 7, 5 0 8 円
計		2 1 0 人	100%	2 9 7, 8 0 7 円

(6) 期末、勤勉手当の状況 (平成26年度)

期別支給率		支給率(月分)	備 考
6 月	1 2 月		
1. 9	2. 2	4. 1	国の制度と同じ

(7) 定年退職、勸奨退職に係る退職手当の状況 (平成26年度)

区 分	20 年勤続 (月分)	25 年勤続 (月分)	35 年勤続 (月分)	最高限度 (月分)	その他加算措置
支給率等	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例 措置 2%~20%加算
国の制度 (支給率等)	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例 措置 2%~45%加算

(8) 手当制度の概要 (平成26年度)

区 分	支 給 要 件 等
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 ・ 配偶者 月 13,000 円 ・ その他 月 6,500 円 (被扶養者のうち15～22歳の者は、5,000円加算)
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給 ・ 借家等居住 家賃月額により規定(上限27,000円)
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上で、自動車等の交通機関を利用して通勤する職員に支給 (2km未満は支給なし) ・ 通勤距離に応じ2,000円～31,600円を支給
地域手当	給料と扶養手当の合計額に支給率を乗じて支給 ・ 支給率 1%
管理職手当	課長補佐以上の管理職員に対し支給 ・ 職務(職名)及び職務の級に応じ定額支給 支給額(35,700円～75,200円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・ 勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.5倍) ・ 週休日等における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜時間は1.6倍)
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 ・ 勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×1.35倍
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給 ・ 勤務時間1時間につき 当該職員の時間単価×0.25倍

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給 ・夜間特殊勤務手当 勤務1回 300円（通信業務従事職員） ・救急・救助出場手当 出場1回 昼200円 深夜400円 ・火災出動手当 出場1回 昼200円 深夜400円 ・はしご車搭乗手当 搭乗1回 200円（地上10m以上） ・機関員手当 火災現場での機関業務従事 1回 300円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日において余呉出張所に在勤する職員に支給。 ・世帯主で扶養親族有 17,800円 ・世帯主で扶養親族無 10,200円 ・上記以外の職員 7,360円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日、年末年始の休日、勤務日において正規の時間外勤務を行った管理職員に支給 ・課長、参事 8,000円 課長補佐 6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は、上記額の1.5倍)

(9) 勤務時間の状況

○毎日勤務者

- ・休憩時間を除き、1日7.75時間（8時30分～17時15分）、1週間38.75時間

○交替制勤務者

- ・1当務（8時30分～翌日8時40分）の勤務時間は15.5時間勤務
- ・勤務サイクルは二部制を導入しており、28日サイクルで、4週8休制
- ・休憩時間は、1当務8時間40分（仮眠時間6時間を含む。）

(10) 年次有給休暇の取得状況（平成26年中）

区 分	職員数	取得日数	平均取得 日 数
日勤職員	33人	208日	6.30日
交代勤務職員	175人	994日	5.68日
職員 計	208人	1202日	5.77日

(1 1) 特別休暇の取得状況 (平成 2 6 年中)

取得した特別休暇の種類	取得人数	延べ日数
職員の結婚	5 人	3 4 日
職員の妻の出産	9 人	1 5 日
職員の親族の死亡 (忌引)	2 4 人	6 2 日
職員が夏季の盆等の諸行事、心身の健康維持増進	2 0 7 人	6 1 9 日
職 員 計	2 4 5 人	7 3 0 日

(1 2) 病気休暇

取得者 5 人 延べ日数 1 4 8 日
(公務に起因する疾病等を含みます。)

(1 3) 介護休暇

取得者 1 人 延べ日数 5 日

(1 4) 育児休業

取得者はありません。

3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能力を維持することを目的とし、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

免 職	休 職	降 任	降 給	合 計
0 人	1 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、同義的責任を問う処分であり、それによってその地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とする処分です。

免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4. 職員の服務の状況

地方公務員の服務上の規律について、地方公務員法で定められています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0 人
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0 人
政治行為の制限	職員は政治活動等をしてはならない。	0 人
争議行為の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等従事制限	職員は営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0 人
合 計		0 人

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

職員研修は、地方公務員法第39条に基づき職員の公務能率向上と人材育成を目的に実施しています。

・消防大学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
救急科	1 人	救助隊長等に対し、高度の知識および能力を総合的に修得させ、救助業務の指導者としての資質を向上させる。

・滋賀県消防学校

研 修 名	入校者数	研 修 内 容
初任科教育	8 人	消防職員として必要な基礎的知識と技能の修得および厳正な規律と旺盛な気力・体力の錬成を図る。
特別幹部教育	1 人	特別幹部として必要な見識と指導力、執行力および技術力を修得させ、人格と知識を養成する。
上級幹部科	2 人	上級幹部として必要な見識と指導力、執行力および技術を修得させ、人格を養成する。
中級幹部科	2 人	中級幹部として必要な見識と指導力、執行力および技術を修得させ、人格を養成する。
予防査察科	3 人	予防査察業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
救急科	6 人	救急業務に必要な専門的知識および技能を修得させるとともに、救急隊員の資格を付与する。
救助科	2 人	救助業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
特殊災害科	2 人	特殊災害業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
火災調査科	2 人	火災調査業務に必要な専門的知識および技能を修得させる。
体育指導員教育	2 人	体育指導員として指導を行うために必要な体力管理に関する知識および技能を修得させる。
水難救助教育	2 人	水難救助業務に関する基礎的知識および技能ならびに必要な法令実務を修得させる。

・救急救命研修所

研 修 名	受講者数	研 修 内 容
救急救命士養成研修	2 人	救急救命士として必要な知識および技術を修得させるとともに、救急救命士の資格を取得させる。
指導救命士研修	1 人	指導的立場となる救急救命士に必要な知識及び技術を習得させる。

・その他

研 修 名	受講者数	研 修 先
小型移動式クレーン操作技能講習	4 人	日本クレーン協会滋賀支部
玉掛け技能講習	4 人	日本クレーン協会滋賀支部
自動車安全運転研修	4 人	クレフィール湖東
小型車両系建設機械特別教育	3 人	草津商工会議所
救急救命士継続的病院研修	2 1 8 人	長浜赤十字病院 市立長浜病院
第 23 回全国救急隊員シンポジウム	2 人	神奈川県相模原市（相模女子大学）
薬剤投与病院実習	3 人	長浜赤十字病院
気管挿管病院実習	2 人	長浜赤十字病院
課長級職員研修	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
課長補佐級職員研修	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
係長級職員研修（1 部）	2 人	滋賀県市町村職員研修センター
例規担当者研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
契約事務担当者研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
給与事務担当者研修	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
法制講座（地方公務員法）	1 人	滋賀県市町村職員研修センター
技術向上セミナー（電気計測）	3 人	テクノカレッジ米原
技術向上セミナー（電気技術）	3 人	テクノカレッジ米原
安全衛生推進者養成講習	4 人	滋賀労働基準協会

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績については、課長級職員は消防長が、課長補佐級以下の職員は課長級職員が評定を行っています。その結果は適材適所を考慮したうえで、人事異動（昇格等）に反映しています。

主な評定項目として、指導統率、仕事の管理、企画、決断、表現、責任感、知識・技能、積極性、協調性等が要素となっています。

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

職員の健康保持と疾病予防のため、労働安全衛生法第66条の規定に基づき、各種健康診断、予防接種等を行っています。

区 分	受診者	区 分	受診者
定期健康診断	208人	B型肝炎予防接種	0人
特定業務従事健康診断	163人	B型肝炎抗体検査	146人
大腸検診	145人	インフルエンザワクチン予防接種	208人
胃検診	145人	乳がん検診	2人
子宮頸がん検診	0人		

(2) 災害補償の状況

地方公務員災害補償基金滋賀県支部が災害補償の事務を行っています。

公務災害の状況

公務災害請求件数	2件
----------	----

(3) 共済制度の状況

滋賀県市町村職員共済組合へ加入しています。

(4) 職員互助会の状況

滋賀県市町村職員互助会へ加入しています。

7. 湖北地域消防本部消防職員委員会の状況

(1) 制度の概要

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員が階級制度のもと厳格な服務規律と統制のとれた部隊活動を要求される中で、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的に設置され、職員は次の事項について委員会に意見を提出することができます。

- ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び福利厚生に関すること。
- ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

(2) 件数及び処理状況

平成26年度においては3件の意見が提出され、2件は「実施の方向で検討」、1件は「諸課題の検討が必要」となりました。